

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 所管事務の調査（報告）

(1) 川崎市南部地域療育センターにおける不適切な職員の配置について

資料1 川崎市南部地域療育センターにおける不適切な職員の配置について

平成30年5月30日

健康福祉局

1 事業所の概要

名称：川崎市南部地域療育センター
 所在地：川崎市川崎区中島3-3-1
 指定管理者：社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
 指定期間：平成26年度～平成30年度

(事業の目的)

発達遅滞、情緒障害、言語障害、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由などの障害がある児童、及びそれらの疑いのある児童に対して相談・診察・検査・評価・療育・訓練など総合的で一貫したサービスを行い、児童の健やかな成長・発達を促す。

対象地域：川崎区・幸区

(1) 主なサービス

ア 児童発達支援センター

- 〔(ア) 福祉型児童発達支援
- 〔(イ) 保育所等訪問支援

児童福祉法の通所により未就学の児童への療育及びその家族に対する日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応の訓練等を行うとともに、障害児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設

イ 児童発達支援(短時間) (短時間療育が必要な発達障害児等に関する支援)

ウ 医療型児童発達支援 (医療的な管理が必要な肢体不自由児等への支援)

エ その他(相談支援、診療所、地域支援 等)

(2) 児童発達支援管理責任者(以下、「児発管」という。)の配置基準

	「ア」児童発達支援センター	「イ」児童発達支援(短時間)	「ウ」医療型児童発達支援
配置人数	(ア)、(イ)それぞれで1人以上 (センター内で兼務可)	1人以上 (専従かつ常勤)	1人以上 (兼務可)
配置の条件	必須	不在の場合、報酬の減算	必須

2 監査により確認した事実

(1) 上記1の(1)のサービスのうち、「ア 児童発達支援センター」について、配置が必須の児発管が退職し不在であったにもかかわらず、その届出をせず、かつ、児童発達支援計画書の児発管欄に退職した児発管の印を押印するなどし、平成29年4月から平成30年2月までの期間について、児童発達支援給付費等を不正に請求し、受領していた。

(2) 上記1の(1)のサービスのうち、「イ 児童発達支援(短時間)」について、市に届出されている児発管を当該事業所に配置せず不在であったにもかかわらず、その届出をせず、かつ、児童発達支援計画書の児発管欄に配置の届出がなく既に退職している職員名の印を押印し、平成29年4月から平成30年2月までの期間について、児童発達支援給付費等を不正に請求し、受領していた。

(3) 上記1の(1)のサービスのうち、「ウ 医療型児童発達支援」については、不備はなかった。

3 経過概要

- ・平成30年1月17日
障害計画課への社会福祉事業団施設管理者からの過誤申出相談に対し、職員の配置に疑義が生じた。
- ・平成30年1月23日
障害計画課から職員の配置に係る報告を求めたところ、届出の配置と報告内容に違いが生じていることが判明
- ・平成30年2月26日
川崎市南部地域療育センターに対し実地指導を実施
- ・平成30年3月30日
川崎市南部地域療育センターに対して監査を実施
- ・平成30年5月7日
監査結果を通知
- ・平成30年5月8日
川崎市南部地域療育センターに対し、指定管理者制度を管轄する立場から実施状況等の確認
- ・平成30年5月14日
聴聞実施
- ・平成30年5月30日
行政処分等を法人あて通知

4 児童福祉法上の処分について

- (1) 児童福祉法第21条の5の2第1項第5号に規定する指定通所支援事業者の処分事由に該当すると判断したことから、指定通所支援事業所(児童発達支援センター・児童発達支援(短時間))の指定の全部の効力を7月から9月まで3月停止
- (2) 給付費の返還及び減算 約7,390万円
※別途、サービス利用にかかる本人負担額についても利用者に返還
- (3) 児童福祉法第57条の2第2項の規定による加算金 約2,956万円
(不正受給額の40%)
※(2)、(3)とも金額については見込み

5 指定管理者制度での対応

指定管理者である(福)川崎市社会福祉事業団に対しては、川崎市南部地域療育センターの管理に関する基本協定書第44条に規定する川崎市による業務の改善勧告に基づき、児童福祉法上の給付費の代理受領の請求の停止期間中においても、引き続き利用者に対して十分なサービスを提供すること、法人において検証委員会を設置するなどの検証を踏まえた今後の再発防止や改善に向けた報告書を8月末までに提出させること、などを指示する勧告を行う。